

【様式 6】

質問書に対する回答

公募事業名：地域等におけるこどもの学習支援（無料塾等）業務委託（中部圏域）

NO	仕様書等の項目	質問内容	
1	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援	学校においても同様の事情があるものと思われるが、不登校のこどもを含め学習支援等を行うに際して特別な配慮を必要とするこどもの割合が多くなってきている。こうしたこどもには、直接的な学力指導以外にも特別な支援が必要となり、その為の人員を別途配置する必要も生じている。予算面を含め、より具体的な企画提案をするに際して、特別な支援が必要となるこどもに関して、受け入れるこどもの対象人数その他をある程度想定しておく必要があるものと考えている。何らかの指針（想定している人数もしくは目標人数に対する上限となる割合、支援する時間、回数その他）があるのであれば教えて欲しい。	各教室にて受け入れるこどもの数について企画提案仕様書8(5)のとおり目安の人数を示していますが、そのうち特別な支援を必要とするこどもの割合については、具体的な数値を一律に定めているわけではありません。本事業を効果的に実施する方法や運営上受け入れ可能な人数等がその他あれば提案してください。
2	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援対象人数	目標人数の対象について、年度途中での退塾者やイベントへの参加など一度でも支援を受けた者は対象になるか、特に、退塾者の扱いに関して教えて欲しい。	年度途中での退塾者やイベントへの参加など一度でも支援を受けた者は対象になります。なお、退塾した生徒の扱いに関しては、沖縄県子育て総合支援事業実施

			要綱第9条第2項のとおりです。
3	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援 対象人数	小学生を対象とするか、中学生を対象とするか、あるいは中学生であっても高校進学等を控えた中学生を対象とするかによって、学習支援にかかる人員の配置、時間その他、実施体制づくりに少なからず影響がある。よって、小学生、中学生及び高校進学等を控えた中学生それぞれの目標人数の想定が必要になるものと考えている。仕様書にて示されている目標人数には「小・中学生等をあわせた人数とする」とのみ記載されているが、何らかの指針（想定している人数もしくは目標人数に対する割合）があるのであれば教えて欲しい。	受け入れるこどもの総数は企画提案仕様書8(5)のとおり小中学生等をあわせた人数を目安として示していますが、その内訳に関しては、具体的な数値を一律に定めているわけではありません。本事業を効果的に実施する方法や運営上受け入れ可能な人数等がその他あれば提案してください。
4	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援 対象人数	目標人数に含まれる、小学生・中学生及び高校進学等を控えた中学生の人数は、年度や学校その他の支援状況により、調整が必要な場合が生じると考えられる。目標人数の内訳に変更が生じた場合の対応について教えて欲しい。	受け入れるこどもの総数は企画提案仕様書8(5)のとおり小中学生等を合わせた人数を目安として示していますが、その内訳に関しては、具体的な数値を一律に定めているわけではありません。また、質問にある目標人数の内訳に変更が生じた場合の対応については支援対象世帯の決定等にも関係しますので企画提案仕様書8(

			4)のとおり事業を実施する自治体と協議の上決定してください。
5	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援実施日	小学生・中学生の実施日のうち実施回数に関して、小学生は週2回以上となっているが、これは小学生は週2回以上出席する必要があるという事か、それとも小学生向けの開室日を週2回以上開催するという事か教えて欲しい。	仕様書8では 業務委託の内容について記載していますので、小学生向けに週2回以上の学習支援を実施することになります。
6	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援時間	実施時間について、14時～21時以外の時間で、支援に関する準備時間や送迎といった、学習支援を補助する業務に従事している時間の人件費も計上出来ると考えているが合っているか。	仕様書15のとおり委託業務に従事する者を取り交わした労働条件通知書の範囲内で計上は可能です。
7	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援 時間	送迎時間に関して、送迎は21時までの支援時間を超えて実施しても良いか。	送迎時間を規定する内容はありませんが、企画提案仕様書8(5)では学習時間は14時から21時の間としているため、送迎は21時を超えて実施する場合もあるかと思えます。
8	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯のこどもへの支援時間	支援時間に関して、夏休みなどの長期休暇など、学校が無い期間に関しても同様の支援時間や回数が適用されるか。	夏休みなどの長期休暇など、学校が無い期間に関しては開催時間等を変更するなど柔軟な運営が可能です。
9	仕様書 8 業務委託の内容 (5) 支援対象世帯の	想定する実施日・時間を超えて支援が必要となったり、各自治体との相談の上で変更が	時間外労働勤務に関しては仕様書15のとおり委託業務に従事する者を取り交わし

	こどもへの支援 実施日・時間	生じたりする場合（例えば18時以降も小学生が滞在する必要がある場合など） 予算面も含めてどの様な対応を想定しているか教えて欲しい。	た労働条件通知書の範囲内で計上は可能です。
10	仕様書 8 業務委託の内容 (11) 付帯事業の実施	長期休暇期間や、利用者の状況によっては軽食提供などの食事支援が必要になる場合も考えられる。付帯事業として取り扱っても良いか、その場合の費目は付帯事業に要する経費となるか、もしくは食糧費として計上する事ができるか。	企画提案仕様書9の経費の見積において食糧費の項目はありません。但し、子育て総合支援事業においては本事業の効果を高めるため年数回実施する付帯事業に要する経費として相談の上、計上可能です。 なお、食料の提供に係る材料費等の計上は、子どもの健全育成事業の対象経費として認められておりません。
11	仕様書 8 業務委託の内容 (12) 支援終了後のフォローアップ	事業の実施年数に伴い、対象となるフォローアップ者も増加していくが、フォローアップの対象に関して年齢の上限や対象となる者について想定しているか	企画提案仕様書8(11)のとおり本事業の効果を高めるため、高校進学後にフォローができるような仕組みの構築などを付帯事業等で提案依頼しています。 また、子どもの健全育成事業では、高校生や高校中退者、中学卒業後に進学・就労していない人などへの支援を想定しているため、おおむね19歳以下の若年層を支援の対象としております。

12	仕様書 9 経費の見積もり人件費	本事業を円滑に運営する為に掛る、経理事務業務や管理業務に係る人件費について、事業の経費として計上する事は可能か。	本事業の経理事務業務や管理業務に係る人件費であれば、経費計上可能です。
13	仕様書 13 守秘義務及び個人情報の取扱い	利用者に対して、子育てに関する情報や進学・奨学金に関する情報・法人が主催もしくは参加するイベントの情報などを案内する為に、法人の支援を受ける為の情報を営利目的でなければ案内しても良いか。	利用者の進路選択や子育て支援に関する情報について、特定の企業の営利を誘導するものでなければ、提供することは可能です。